

2 延滞金の計算方法

<p>ア) 法定納期限後に納付し、又は納入する場合</p> <p>〔 法県: 地方税法64①一, 個県: 326①一, 利子: 71の13①, 配当71の34①, 株式: 71の54①, 法事: 72の45①一, 個事: 72の53①, 不取: 73の32①, たばこ: 74の22①一, ゴルフ: 89①, 自動車: 163①, 鉱区: 196①, 自取: 131①一, 軽油: 144の46①, 狩猟: 700の63① 〕</p>	
<p>イ) 期限後申告により納付し、又は納入する場合</p> <p>〔 法県: 地方税法64①二, 法事: 72の45①二, たばこ: 74の22①二, 自取: 131①二 〕</p>	
<p>ウ) 修正申告により納付し、又は納入する場合</p> <p>〔 法県: 地方税法64①三, 法事: 72の45①三, たばこ: 74の22①三, 自取: 131①三 〕</p>	
<p>エ) 更正又は決定により納付し、又は納入する場合</p> <p>〔 法県: 地方税法56②, 利子: 71の12②, 配当: 71の33②, 株式: 71の53②, 法事: 72の44②, たばこ: 74の21②, ゴルフ: 88②, 自取: 130②, 軽油: 144の45② 〕</p>	
<p>オ) 災害等により納期限が延長された場合</p> <p>〔 法県: 地方税法64①, 個県: 326①一, 利子: 71の13①, 配当: 71の34①, 株式: 71の54①, 法事: 72の45①, 個事: 72の53①, 不取: 73の32①, たばこ: 74の22①, ゴルフ: 89①, 自動車: 163①, 鉱区: 196①, 自取: 131①, 軽油: 144の46①, 狩猟: 700の63① 〕</p>	
<p>カ) 会計監査等により納期限が延長された場合</p> <p>〔 法県: 地方税法65, 法事: 72の45の2, 附則3の2の2, 地方税法施行令附則3の2の2 〕</p>	
<p>キ) 徴収猶予された場合</p> <p>〔 不取: 地方税法73の25④・73の32①, 自取: 131①四, 軽油: 144の29③・144の45② 全税目: 15の9②に該当する場合 〕</p>	

ク) 徴収猶予された場合(外形標準課税対象法人) [法事:地方税法72の38の2⑩⑪]	
ケ) 申告書等の提出がない場合の普通徴収による自動車税の場合 [自動車:地方税法163②]	
コ) 申告書提出期限の翌日から1年を経過する日後に修正申告し、納付する場合 [法果:地方税法64②, 法事:72の45②]	
サ) 申告書提出期限の翌日から1年を経過する日後の更正により納付する場合 [法果:地方税法56③, 法事:72の44③] (※)法人税の修正, 更正又は決定による更正に係るものについては, 当該法人税の修正申告書を提出した日又は税務官署が更正若しくは決定の通知をした日	
シ) 期限内申告により納付し、職権による減額更正後、修正申告により納付する場合 [法果:地方税法64③, 法事:72の45③] (※1)平成29年1月1日以降に法定納期限等が到来する申告から適用 (※2)更正の請求により減額更正をした場合, 又は, 詐欺その他不正の行為により税額を免れた場合は, 延滞金の計算方法が異なるため注意 [法果:地方税法56④, 法事:72の44④]	

注1 ア)～シ)における延滞金の割合(注2に記載するものを除く)は, 次により算出したもの。

	～平成11年12月31日	平成12年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日～
①	年7.3%	「日本銀行が定める商業手形の基準割引率(公定歩合)に年4%を加算した割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合	「※特例基準割合+1%」と「年7.3%」のいずれか低い割合
②		年14.6%	「※特例基準割合+7.3%」と「年14.6%」のいずれか低い割合
☆		「日本銀行が定める商業手形の基準割引率(公定歩合)に年4%を加算した割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合	「※特例基準割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合

※「特例基準割合」とは, 銀行の貸出約定平均金利から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合

注2 カ)における法定納期限から延長納期限までの期間の☆の割合で, 地方税法附則第3条の2の2及び地方税法施行令附則第3条の2の2の規定により, 商業手形の基準割引率が年5.5%を超える場合は, 次式により算出したもの。

$$7.3\% + \left[0.73\% \times \frac{\text{申告基準日の商業手形基準割引率} - 5.5\%}{0.25\%} \right] \quad (\leq 12.775\% \text{の場合})$$

注3 地方税法第72条の38の2第10項ただし書きの場合, 当該徴収猶予期間に対応する部分の延滞金は免除しない。なお, 同法第72条の38の2第12項において準用する同法第15条の9第2項の場合は, キ)に該当する。